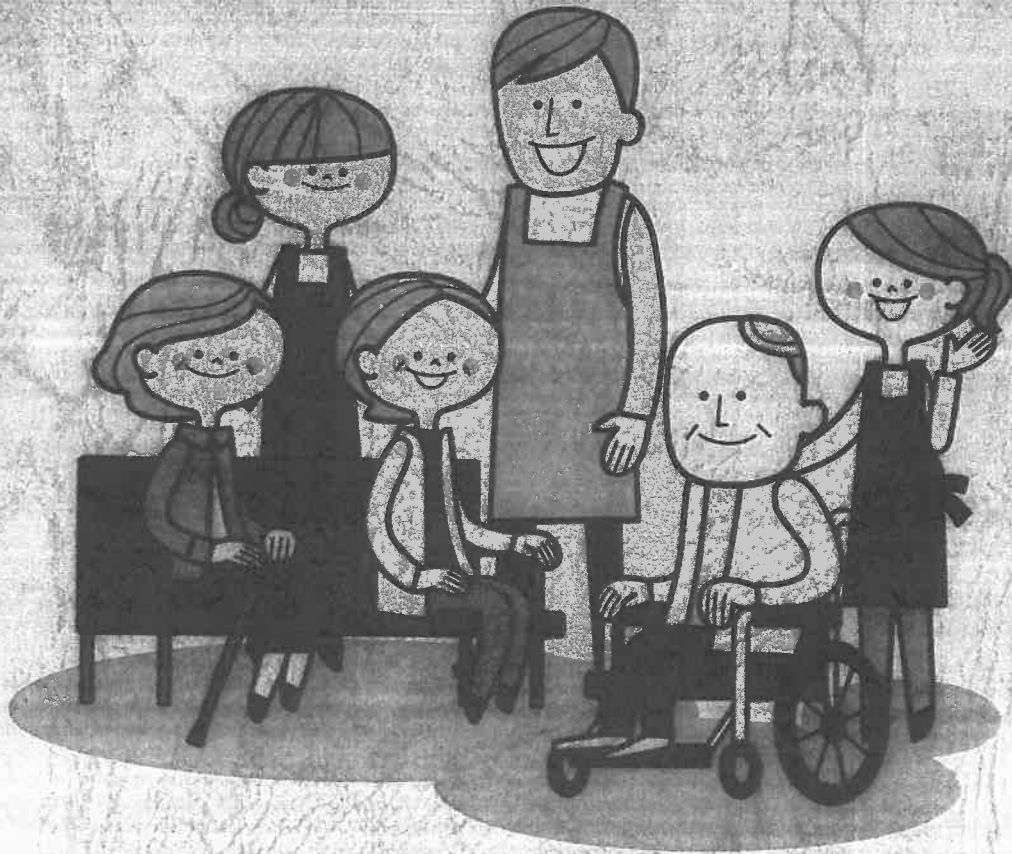


# 和束町

## 第8次高齢者保健福祉計画 及び 第7期介護保険事業計画

(平成30～32(2018～2020)年度)



平成30(2018)年3月  
京都府和束町

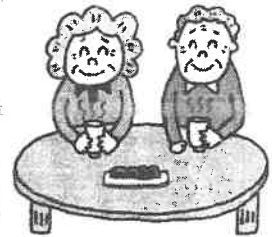


# 1 計画の基本目標

## (1) 計画の基本目標

本計画の基本目標は、国の「地域共生社会」実現に向けた基本方針、本町の総合計画・地域福祉計画といった上位計画の将来像・基本理念等を踏まえながら、第6期計画の基本目標「安心と生きがいに満ちた長寿と健康の郷 和束をめざして」を発展的に継承し、次のように設定します。

**<基本目標>**  
**安心と生きがいに満ちた  
支え合いの茶源郷 和束をめざして**



## (2) 設定の考え方

「和束町第4次総合計画」では、めざすべき将来像として“ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束”を掲げており、これを受けて平成28(2016)年度に策定した地域福祉計画では、「支え合いで安心薫る茶源郷コミュニティ」を基本理念として掲げています。

－ 和束町第4次総合計画【後期基本計画】－

[計画期間]：平成28～32(2016～2020)年度

《将来像》ずっと暮らしたい 活力と交流の茶源郷 和束

《保健・福祉分野等》住民が支えあう安心と信頼の協働プログラム

－ 笠置町・和束町・南山城村地域福祉計画(和束町編)－

[計画期間]：平成29～38(2017～2026)年度

《基本理念》支え合いで安心薫る茶源郷コミュニティ

こうした上位計画の将来像・理念は、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進の考え方等にも密接に結びつくものであるとともに、「茶源郷」という本町の独自性を示すものとなっています。本計画においても大きなキーワードとなる「支え合い」、本町の独自性を示す「茶源郷」を取り入れ、基本目標を設定しています。

## 2 計画の基本方針

計画の基本目標に基づき、計画の主要課題を踏まえた計画の基本方針として、以下の4つを掲げます。

### 基本方針1 支え合いの仕組みづくり ～地域で助け合い・支え合うために～

地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターを中心に、高齢者の暮らしを支えるために必要となるサービスや仕組みについて検討しながら、地域の状況に応じた地域包括ケアシステムの構築・充実のための取組を推進します。

### 基本方針2 健康づくり・介護予防の推進 ～高齢期をいきいきと過ごすために～

高齢期においても、就労やボランティア活動、趣味の活動等に意欲を持ち、地域との関わりを持ち続け、生きがいに満ちた生活を送ることができるように、地域活動の活性化と社会参加への機会の拡充を図ります。

また、高齢になってもいきいきと元気に過ごせるよう、住民自らが健康づくりや生活習慣病予防・介護予防に関心を持ち、主体的に取り組むことのできる環境整備を進めます。

### 基本方針3 高齢者への多様な支援の充実 ～地域で安心して暮らすために～

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、ソフト・ハードを含めた環境整備等の多様な支援に取り組みます。

また、平成29(2017)年4月に開始した介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、介護認定の有無に関わらず利用できるサービスの提供については、今後も適宜、充実・継続を図りながら、実施していきます。

### 基本方針4 介護保険事業の充実 ～介護ニーズに対応するために～

後期高齢者の増加に伴い、ニーズの高まりが想定される介護保険サービスについて、こうしたニーズ等を踏まえながら、身近な地域で必要とする介護サービスを利用することができるよう、今後もサービスの質の向上と量的確保を図るとともに、介護保険制度の安定的かつ円滑な運用に努めます。

### 3 地域包括ケアシステムの構築・充実

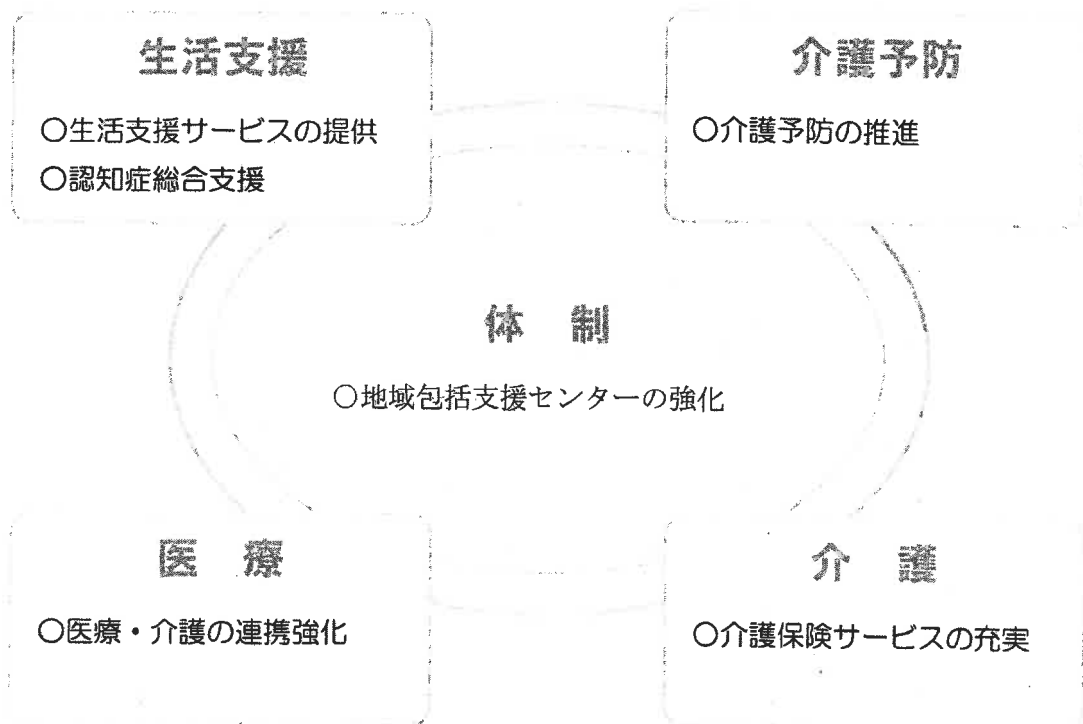
団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）に向けて、国が示す地域包括ケアシステムのモデルを踏まえ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められています。

そうした状況を踏まえ、本町においては、第6期計画を地域包括ケア計画として位置づけ、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めてきました。

本計画についても、引き続き地域包括ケア計画として位置づけるとともに、さらなる構築と充実に向けた取組を進めていきます。

#### (1) 和束町の地域包括ケアシステム

和束町における地域包括ケアシステムは、「体制」「生活支援」「介護予防」「介護」「医療」の5つの枠組みで構築・充実することで、住み慣れた我が家・地域での暮らしの実現につなげていくものです。



## (2) 地域包括ケアシステムを構成する機能・取組等の整備プラン

和東町における地域包括ケアシステムを構成する5つの枠組みごとの機能・取組等の整備の時期については、次のように想定しています。

地域包括ケアシステムのあり方は、時代や社会状況の変化等によって、今後も必要に応じて検討・変更していく必要があり、ここで示す内容は、あくまで現時点の想定です。

また、それぞれの機能・取組について、次の表中で「実現の時期」を示していますが、こうした機能については実現後も適宜、強化・充実を検討していきます。

### ①生活支援

求める機能・取組等	実現の時期			
	～第6期 (～H29)	第7期 (H30～32)	第8期 (H33～35)	第9期 (H36～38)
<b>生活支援サービスの提供</b>				
生活支援コーディネーターの配置	○			
サービス提供主体間の情報共有・連携強化の場として協議体の設置	○			
生活支援を担うボランティアの養成			○	
高齢者の移動支援（買い物、通院等）の取組	○			
町・社会福祉協議会の取組、民間事業者との連携等による一人暮らし高齢者の見守り・声かけの実施	○			
<b>認知症総合支援</b>				
認知症初期集中支援チームの設置	広域			
認知症地域支援推進員の配置		○		
認知症カフェの開設	○			
学校・民間企業での認知症サポーター養成講座の実施	○			
市民後見人の養成			○	

### ②介護予防

求める機能・取組等	実現の時期			
	～第6期 (～H29)	第7期 (H30～32)	第8期 (H33～35)	第9期 (H36～38)
<b>介護予防の推進</b>				
介護予防の場・サービスの整備（一般高齢者も利用可）	○			
住民主体の介護予防の場・サービスの整備（一般高齢者も利用可）			○	
介護予防対象者の把握			○	
「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「閉じこもり予防」「認知機能低下抑制」「うつ予防」に対する介護予防事業の実施	○			
健康づくりや介護予防に係るポイント制度の導入	○			

○ : 和東町による整備  
広域 : 3町村による共同

### ③介護

求める機能・取組等	実現の時期			
	～第6期 (～H29)	第7期 (H30～32)	第8期 (H33～35)	第9期 (H36～38)
<b>介護保険サービスの充実</b>				
介護人材の育成・確保に関する取組		○		
事業者の参入に対する何らかの独自支援策の実施				○

### ④医療

求める機能・取組等	実現の時期			
	～第6期 (～H29)	第7期 (H30～32)	第8期 (H33～35)	第9期 (H36～38)
<b>医療・介護の連携強化</b>				
医療・介護の関係者が参加し、ネットワークの構築、情報共有を行う協議会等の設置	広域			
連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療連携拠点の設置	広域			
医療・介護の関係者、多職種による事例検討や合同研修の実施	広域			
退院後の生活や在宅での看取り等、在宅医療に関する地域住民への啓発活動	広域			

### ⑤体制

求める機能・取組等	実現の時期			
	～第6期 (～H29)	第7期 (H30～32)	第8期 (H33～35)	第9期 (H36～38)
<b>地域包括支援センターの強化</b>				
地域包括支援センターの設置	○			
24時間、365日相談を受ける体制の構築				○
地域ケア会議の開催による地域課題の把握	○			
地域ケア会議の開催による困難ケース（個別ケース）に関わる議論	○			
地域のインフォーマルサービス等も含めたサービスの状況把握と情報提供の実施	○			

○ : 和東町による整備  
 広域: 相楽郡医師会、木津川市、  
 郡内町村による共同

## 4 施策の体系

計画の基本方針に基づく施策の体系は、以下のとおりです。

基本 目標	基本方針	施 策
<b>安心と生きがいに満ちた支え合いの茶源郷 和束をめざして</b>	<p style="text-align: center;"><b>支え合いの仕組みづくり</b></p> <p style="text-align: center;">～地域で助け合い・支え合うために～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括支援センターの機能強化</li> <li>2 地域で助け合うための連携・支援強化</li> <li>3 医療・介護の連携強化</li> <li>4 相談体制の強化</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>健康づくり・介護予防の推進</b></p> <p style="text-align: center;">～高齢期をいきいきと過ごすために～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者主体の活動の促進</li> <li>2 世代間交流の充実</li> <li>3 健康づくりの支援</li> <li>4 保健事業の充実</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>高齢者への多様な支援の充実</b></p> <p style="text-align: center;">～地域で安心して暮らすために～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認知症高齢者等への支援</li> <li>2 権利擁護の推進</li> <li>3 高齢者の住みよいまちづくり</li> <li>4 介護予防・日常生活支援総合事業の実施</li> <li>5 生活支援の充実</li> </ol>
	<p style="text-align: center;"><b>介護保険事業の充実</b></p> <p style="text-align: center;">～介護ニーズに対応するために～</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 居宅サービスの充実</li> <li>2 地域密着型介護サービスの提供</li> <li>3 施設サービスの充実</li> <li>4 介護サービスの質の向上</li> <li>5 介護給付適正化の推進</li> </ol>



## 第4章 高齢者施策の展開

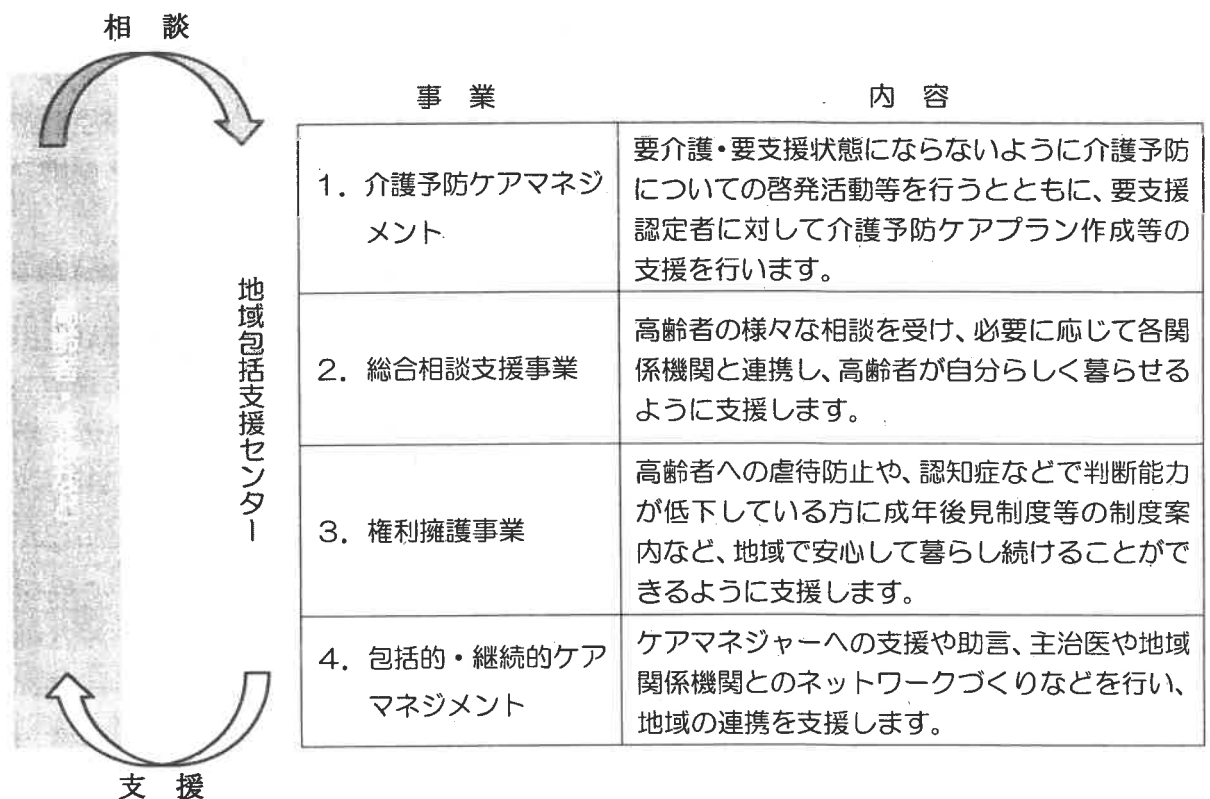
---

# 1 支え合いの仕組みづくり

## (1) 地域包括支援センターの機能強化

### 【現状と課題】

地域包括支援センターは、「地域包括ケアシステム」の中心となる機能を備えた機関として、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、町内で生活する高齢者等の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置・運営されており、主に次のような支援を行っています。



高齢者やその家族の相談に対応し、ニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートできる体制とともに、障がい者、子どもを含めた包括的な福祉サービスの総合相談窓口としての職員のスキルアップやコーディネート力の向上等の機能強化が求められています。

### 【今後の方向性】

#### ①介護予防ケアマネジメントの実施

要支援・要介護になるおそれのある方を対象に、要介護状態になることを予防する目的で、介護予防ケアマネジメントを行います。また、要支援認定者の介護予防ケアプラン作成・見直し等の支援を行います。

## ②総合相談支援・権利擁護事業の実施

地域における様々な関係者とネットワークを構築し、高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態を把握し、サービスに関する初期相談対応や継続的・専門的な相談支援、権利擁護の対応が必要な高齢者等への支援を行います。

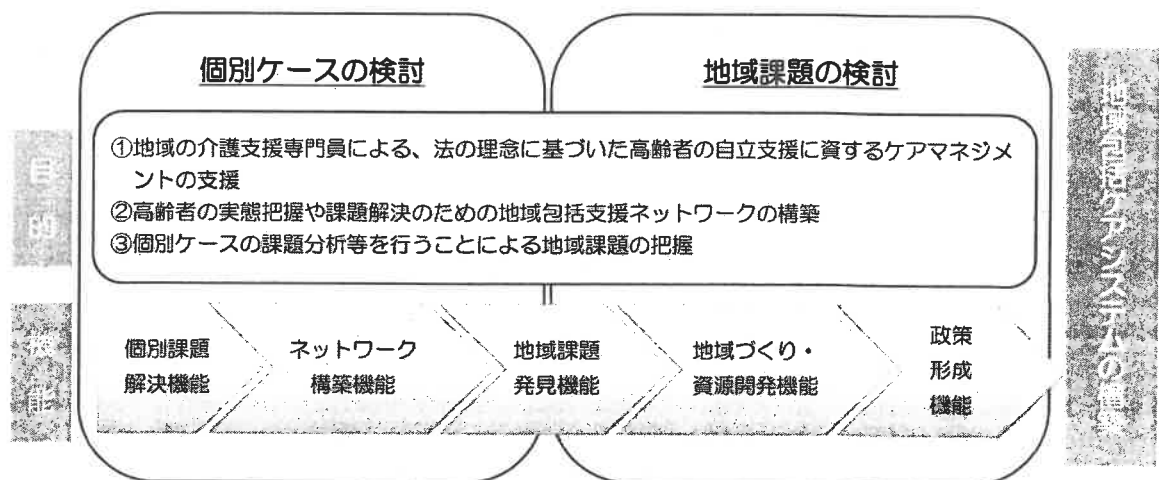
## ③包括的・継続的マネジメントの実施

主治医・ケアマネジャー等との多職種間における連携や地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行います。

そのため、ケアマネジャーに対する個別指導・相談・困難事例への指導助言、医療機関を含む関係施設や様々な地域資源との連携、協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築に取り組みます。

## ④地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、3つの目的と5つの機能を有し、地域課題と個別の困難事例等の検討会議を行っています。



ケアマネジャーや医療機関等の多職種が参加する地域ケア会議を推進し、個別ケースの検討や地域課題の発見・検討、多様なニーズに対応するための地域づくり等を行うことにより、地域包括ケアシステムの構築をめざします。

## ⑤地域包括支援センター運営協議会の運営

地域包括支援センターは、地域全体の継続的な介護予防支援や総合的な相談事業、地域の介護に関するネットワークづくりを行っていくという性格から、その運営は公正で中立なものである必要があります。そのため、運営の支援、人材の育成支援や中立性確保のための機関として、運営協議会の設置・運営を行います。

## (2) 地域で助け合うための連携・支援強化

### 【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくためには、地域における住民同士のつながりや支え合いの仕組みが重要です。

そのため、民生児童委員をはじめ老人クラブ、自治会等の地域団体と連携し、一人暮らしや高齢者世帯の見守り、緊急時の連絡体制の確保、ボランティアによる支援などの活動を促進していくことが求められます。

### 【今後の方向性】

#### ①社会福祉協議会活動の充実

社会福祉協議会の活動を支援し、住民主体の地域福祉を基本としたボランティア活動の推進や相談・情報提供体制の充実により、身近な支援体制の確保を図ります。

#### ②民生児童委員活動の充実

民生児童委員については、地域福祉推進の担い手として町との協力体制を強化するとともに、活動をより充実したものとするため、その活動に対する支援に努めます。

#### ③相互援助活動の拡充

あたたかい地域福祉を住民参加のもとで築くために、既存のサービスで支えきれない細やかな支援として、老人クラブ会員による友愛訪問などの相互援助活動の拡充を促進します。

#### ④ボランティアの育成

社会福祉協議会を中心に、多様な住民活動を支援・育成します。また、ボランティア活動のコーディネートや広報、啓発の充実を図ります。

#### ⑤住民団体との連携

福祉課を中心に民生児童委員や区、自治会、各種団体などの住民団体との連携を強化し、医療や介護の支援が必要な高齢者への見守りが身近な住民により行われるような体制の構築をめざします。

#### ⑥関係機関との連携

庁内関係課をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、老人クラブ等で把握した相談内容に対する調整・連携、問題解決を図るための連絡調整に取り組めます。

### (3) 医療・介護の連携強化

#### 【現状と課題】

医療と介護の両方を必要とする高齢者や医療ニーズの高い後期高齢者が増加し、また、一人暮らし、夫婦二人暮らし高齢者世帯が全世帯の1/3以上を占めています。

介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、在宅医療・介護サービスが一体的に提供できる体制づくりが求められています。

#### 【今後の方向性】

##### ①在宅医療・介護連携の推進

圏域内の地区医師会、ケアマネジャー、介護事業所、行政等の多職種連携ネットワーク「きづがわねっと」を中核とした日常の療養支援、在宅での看取り等も含めた在宅医療・介護連携の充実に努めます。

##### ②かかりつけ医についての普及・啓発

高齢者が身近な場所でもかかりつけ医を持つよう普及・啓発を進めるとともに、普段から医療・保健・福祉・介護が連携し、高齢者の急病や事後の緊急時にも迅速かつ適切な治療が受けられるよう医療体制の整備に努めます。

### (4) 相談体制の強化

#### 【現状と課題】

地域包括ケアシステムの構築においては、相談体制の強化が重要であり、高齢者やその家族等が身近な地域で、悩みや困りごと、サービス等に関する相談が行えるよう、地域包括支援センターを中心とした相談支援体制の充実が求められています。

また、平成30(2018)年度より居宅介護支援事業所の指導・監査権限が町に移行される中で、サービスなどに対する苦情への適正な対応も求められています。

#### 【今後の方向性】

##### ①町の相談機能の強化

福祉や介護保険の相談窓口については、住民の相談や苦情に的確に答えられるよう地域包括支援センターや庁内各課との連携強化を図るとともに、住民の立場に立った相談対応に努めます。また、住民が必要としている各種サービスに適切につないでいくよう努めます。

##### ②地域での相談体制の確立

社会福祉協議会や民生児童委員、関係機関・関係団体等と連携を図り、こうした団体等が受けた相談等について行政も共有するための仕組みづくりに努めます。

## 2 健康づくり・介護予防の推進

### (1) 高齢者主体の活動の促進

#### 【現状と課題】

今後高齢化が一層進むことが想定される中、高齢者の様々な活動への参加は介護予防につながるというだけでなく、地域の貴重な人的資源の活用としても重要です。

高齢者が豊かな経験や知識・技能を活かし、地域でいきいきとした生活を送れるように、あらゆる機会を通じて情報発信を行い、身近な地域でのボランティア活動をはじめとした地域活動への参加を促進するとともに、仲間づくりや文化・スポーツ・レクリエーション活動、生涯学習活動などの機会が得られる環境づくりが求められています。

#### 【今後の方向性】

##### ①老人クラブへの支援

高齢者が身近な地域で社会奉仕や生きがい活動、仲間づくりを行う場として、また健康づくりや介護予防の担い手として自主的に取り組むことができるよう、老人クラブの活動を支援するとともに、会員の増員へ向けた啓発に取り組めます。

また、寝たきりや認知症により外出することが少なくなった高齢者を訪問する、老人クラブ会員の友愛訪問を推進します。

##### ②ふれあいサロンの拡充

高齢者の生きがいづくりや介護予防、孤独の解消につながるふれあいサロンは、身近な地域ごとに開催されています。

今後も、閉じこもりがちな高齢者や身体の弱い高齢者、認知症のある高齢者などの参加を促し、高齢者が気軽に参加できる身近な生きがいづくりの場として提供するとともに、活動の拡充と充実へ向けた支援を図ります。

また、各サロンが保健サービスや生活支援サービスの必要な対象者の発見の場となり、地域包括支援センターへつなげる体制を住民とともに確立します。

地域ごとの特色を活かした活動の拡大、活発化を図り住民への働きかけを進め、事業を充実します。

##### ③文化活動などへの支援

公共施設や集会所が高齢者の生きがい活動の拠点として有効に活用されるよう、高齢者を対象とした住民主体の文化活動などを支援します。

#### ④生涯学習、生涯スポーツへの支援

高齢者等の多様なニーズやその時々の情勢を踏まえた学習講座やスポーツ教室、イベントの開催など、高齢者自身が企画や運営も行い、生きがいにつながる生涯学習と生涯スポーツの機会を確保します。

また、学習、スポーツ施設の設備などの充実を図り、ゲートボールやグラウンドゴルフに加えて、ニュースポーツの振興に努めます。

#### ⑤就労機会の確保

高齢者が知識・経験・技術を活かし、働くことを通じて社会参加を図っていくことは、介護予防や生きがいづくり、社会参加の促進に重要であり、そのための基盤整備や人材育成等の支援をします。

社会福祉協議会や活性化センター等の関係団体と連携し、茶業をはじめとした農林業や福祉、観光等、高齢者が働くことができる多様な就労機会の確保に努めます。

#### ⑥多様な活動の促進

多様な活動の担い手についても高齢化が進み、新たな担い手となる人材の育成・確保が求められている中で、町の広報などを活用し、様々な団体活動の広報・啓発を支援するとともに、組織の運営や活動の相談支援に努め、人材確保等の活動の拡充を支援します。

## (2) 世代間交流の充実

### 【現状と課題】

子どもや若者をはじめとする多様な世代との交流は、高齢者の介護予防や社会参加を促進するだけでなく、支え合いの体制の基盤づくり、子どもや若者等の学びの機会としても重要であり、様々な交流機会を創出することが求められます。

### 【今後の方向性】

#### ①保育所や学校教育等における交流の推進

高齢者が子どもたちに昔の遊びを伝承すること等により交流を深めることができるよう、保育所や学校と連携し、児童生徒と一人暮らし高齢者や施設入所者との交流機会づくりを進めます。また、福祉施設への友愛訪問などを行い、福祉教育を促進します。

#### ②その他世代間交流事業の推進

子どもや若者から高齢者まで多世代の住民が一緒に参加できる講座やイベントの開催を計画します。また、地域の行事やボランティア活動、子育て支援活動等において高齢者が子どもや若者と交流する機会を持てるよう、活動団体を支援するとともに、住民への協力を呼びかけます。

### (3) 健康づくりの支援

#### 【現状と課題】

高齢期をいきいきと健やかに過ごすためには、生活習慣病などの疾病を予防し、健康で長生きすることが重要な課題であり、健康寿命を延伸するための取組が必要です。

そのため、健康に関する関係機関・団体と住民が一体となって、疾病や介護予防・重度化抑制に取り組み、生涯を通じた健康づくりを総合的に推進していくことが重要となります。

#### 【今後の方向性】

##### ①健康づくり活動への支援

食生活改善推進員等の活動を支援するとともに、健康づくり事業への参加により健康づくりリーダーを育成するなど、地域の人材の活用に努めます。

また、ふれあいサロンなどを活用し、健康づくりや介護予防に関して住民が自主的に学べる機会や運動の機会を広げます。

##### ②茶源郷健康ポイント事業の実施

各種がん検診や特定健康診査などの保健事業、ふれあいサロン、介護予防事業等に参加された方にポイントを付与し、商品券や健康づくり特典品と交換できる「茶源郷健康ポイント事業」を実施し、住民の自主的な健康づくりの促進と健康の重要性の普及・啓発を積極的に行います。

##### ③健康教育の実施

生活習慣病予防のため、「楽しくスリム栄養教室」と「楽しくスリム運動教室」などの実践的な教室を開催し、健康に関する意識の向上と健康づくりを促進します。

また、食生活改善推進員が、住民の健康づくりのリーダーとして活躍できるよう受講を促すとともに、多くの住民が参加できるよう、事業の啓発及び拡大を図ります。

さらに、ふれあいサロンの参加者に対し、閉じこもり、認知症、寝たきりを予防するため、リハビリ体操や認知症についての理解を促す講演などを行います。

##### ④健康づくりの啓発と指導

広報、健康教育、介護予防事業（地域支援事業）、ふれあいサロンを中心に健康づくりに関する呼びかけや指導を行います。

また、広報や健康教室などを活用して、介護予防に関する啓発や情報提供に努めるとともに、身近な地域での介護予防を啓発します。

地域包括支援センターと福祉課を中心に、国民健康保険診療所、民間診療所や介護サービス提供事業所、社会福祉協議会、保健所等との連携を強化し、生活習慣病の予防や栄養指導、運動指導などの充実を図ります。



#### ⑤シニアライフサポート学級の実施

国語、算数、音楽、歴史など学校の授業形式を取り入れて介護予防を図り、レクリエーション等も織り交ぜながら社会参加の促進、生きがいづくりを促す「シニアライフサポート学級」を実施します。

授業内容の充実や参加者の増加を図りながら、さらなる介護予防の推進に努めます。

#### ⑥関係者の連携による実態把握

介護予防が必要な高齢者の早期発見のため、民生児童委員などの地域住民やボランティアなどの関係機関、サービス提供事業所と連携するとともに、町内の診療所や町外医療機関からも情報、連絡を得られるように努めます。

また、健康相談や訪問指導などで保健師による実態把握を進め、地域包括支援センターによりそれぞれの状況に応じた適切な予防事業へとつなげます。

#### ⑦公共施設など地域資源の活用

ウォーキングやジョギングに適した運動施設、公園などが、住民の健康づくりに活用できるよう適切な維持管理を行うとともに、これらの地域資源を広報や保健事業などを通じて住民に紹介します。

### (4) 保健事業の充実

#### 【現状と課題】

生活習慣病の発症や進行に深く関わる壮年期から予防の取組が行えるよう、自らの生活習慣を見直し、疾病につながる生活習慣がある場合は改善に取り組み、健康的な生活習慣を維持していくことが、介護予防対策としても重要です。

本町では、国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者に対して生活習慣病予防を目的とした特定健康診査・特定保健指導の実施とともに、すべての住民を対象に各種の健康増進事業を実施しています。一方で、こうした事業の参加者は限定的であり、各種検診等の受診率も横ばいであることから、今後はこれらの保健事業を後押しし、すべての住民が自らの健康に関心を持てるような周知活動が重要となります。

## 【今後の方向性】

### ①茶源郷ヘルスアッププロジェクトの推進

本町では「茶源郷ヘルスアッププロジェクト」として7つのプロジェクトを推進しており、子どもから高齢者まですべての住民を対象として健康増進と健康意識の向上をめざします。

プロジェクト1	高齢者肺炎球菌ワクチン接種助成事業
プロジェクト2	乳幼児インフルエンザ予防接種費用助成事業
プロジェクト3	休日総合がん検診実施
プロジェクト4	各種がん検診等自己負担金無料
プロジェクト5	茶源郷健康ポイント事業
プロジェクト6	がん検診受診促進啓発事業
プロジェクト7	こころとからだの健康チェックシステム

### ②特定健康診査・保健指導の実施

特定健康診査・後期高齢者健康診査への積極的な受診勧奨を行い、個人の生活習慣などの把握を行います。また、受診結果から特定保健指導の対象となった人には、動機づけ支援・積極的支援を行います。

### ③各種がん検診の実施

胃がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、肺がん、前立腺がんの各がん検診について、若年からの受診を個別通知や広報などによって啓発します。

また、受診結果を通知し、結果に応じて医療機関への受診を促します。

### ④がん検診の無料化・休日総合がん検診の実施

受診しやすいがん検診をめざし、各種がん検診の無料化や休日総合がん検診を実施します。今後は受診率の向上に向けて、周知方法等を検討します。

### ⑤結核住民検診の実施

問診と胸部レントゲンによる結核の検診と肺がん検診を同時に行います。また、結果に応じて医療機関への受診を促します。

### ⑥骨粗しょう症健診の実施

骨密度の測定などを行う骨粗しょう症健診を行います。また、介護予防の観点からより多くの住民に受診を呼びかけるとともに、結果に応じて介護予防事業などにつながるようフォローします。

### ⑦高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成

肺炎球菌は高齢者の死亡原因の第3位となっている肺炎を引き起こす細菌の一つであり、平成26(2014)年10月から主に節目年齢の方を対象に定期接種となっています。

本町では、定期接種の対象となっている節目年齢以外の方も接種してもらえるよう、満70歳以上の方を対象に高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を行い、積極的に接種してもらえるよう支援します。

### ⑧こころとからだの健康チェックシステムの整備

パソコンや携帯電話を利用し簡単な質問に答えるだけで、ストレス度や落ち込み度を測ることができる「こころの体温計」、メタボや認知症をチェックできる「生活習慣チェック」を整備し、からだだけでなくこころの健康も維持できるよう努めます。

### ⑨健康相談の実施

生活習慣を見直す機会として、血圧測定等の実施とともに、個別に心身の健康に関する指導や助言を行います。また、事業のPRを促進し参加者の拡大を図ります。

### ⑩訪問指導の実施

健康診査、がん検診の要指導者等を対象に、検診結果の伝達、生活習慣の改善等について訪問指導を行い、必要に応じて医療受診を促します。

## 3 高齢者への多様な支援の充実

### (1) 認知症高齢者等への支援

#### 【現状と課題】

今後、後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者の増加が想定されることから、認知症の予防、早期診断・早期対応から状態悪化の防止まで、認知症高齢者対策の一層の推進が重要です。

また、認知症高齢者が住み慣れた家庭や地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、住民に対する認知症の理解を深めるとともに、地域での見守り体制づくりの構築が求められます。

#### 【今後の方向性】

##### ① 認知症への理解の促進

認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症の人の視点に立った認知症への理解を深めるため、認知症ケアパスの普及、認知症サポーター養成講座や広報の活用、住民の自主的な学習機会の開催、学校教育を進め、認知症の高齢者を見守り・支援する地域社会の実現をめざします。

##### ② 認知症の早期発見・早期治療の推進

認知症の進行を防ぐには、早期発見・早期治療の対策を講じることが重要です。

平成 29 (2017) 年度に笠置町・南山城村と共同設置した「認知症初期集中支援チーム」により、認知症の人や認知症が疑われる人及びその家族に複数の専門職を派遣し、初期支援を包括的・集中的に行うことで、自立生活のサポートを支援します。

##### ③ 物忘れ相談プログラムの導入

認知症の早期発見・早期治療に向け、簡単な質問に答え、機械による客観的なデータにより認知症の始まりや進行度を確認することができる「物忘れ相談プログラム」としてタブレット型の端末を導入しています。高齢者が多く集まる場所で積極的に活用していきながら、発見から治療にいたるまでの体制の構築と関係機関との連携の強化に努めます。

##### ④ 認知症に関するリーダーの養成

認知症高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、関係機関だけでなく、地域での支援が重要となります。認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバンメイトの養成に努め、より多くの認知症サポーターを養成し、様々な場所で活躍できるよう支援します。

また、本人やその家族・親族などと十分なコミュニケーションをとり、不安や悩みに答えるとともに、社会参加の窓口や関係機関へとつなぐ認知症地域支援推進員や認知症リンクワーカーを配置し、相談支援の体制強化を進めます。

## ⑤認知症カフェの推進

認知症の人やその家族、地域住民、専門職など誰でも気軽に参加できる認知症カフェの設置に取り組み、認知症の人の居場所づくりとともに、家族等の交流や情報交換等を促進します。

## ⑥徘徊SOSネットワークの強化

認知症の高齢者が徘徊により行方不明となるケースが増加している中、早期に行方不明者を発見し家族のもとへ戻ることができるよう、警察や社会福祉協議会、民生児童委員、商店、消防団など地域の関係機関で構成された「徘徊SOSネットワーク」を強化します。

# (2) 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

認知症等の介護を必要とする状態になっても高齢者の尊厳が守られるよう、家庭や施設等における虐待を防止するため、虐待防止の啓発を進めるとともに、地域や関係機関等と連携した虐待の早期発見と適切な対応の充実が求められています。

また、地域包括支援センターと関係機関等が連携を図り、判断能力が十分でなく支援が必要な人については、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を促進する必要があります。

### 【今後の方向性】

#### ①日常生活自立支援事業の推進

認知症などにより判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が適切なサービスを選択し、契約する上での判断能力が十分でない場合でも、地域で安心して生活が送れるよう社会福祉協議会において、福祉サービスの利用手続きの代行や日常的な金銭管理の援助などを行います。また、介護予防ケアマネジメント事業や相談支援を通じて、さらなるニーズの把握に努めます。

#### ②成年後見制度の利用支援

成年後見制度の利用にあたり、身寄りのない人や親族の協力が得られない人を対象に町長が成年後見等開始審判申立を行うなど、申請時における支援を行います。

#### ③高齢者虐待防止の推進

高齢者の虐待防止へ向けて、虐待の早期発見・早期解決等のためのネットワークづくりと住民・事業者等に対する意識啓発に取り組みます。

### (3) 高齢者の住みよいまちづくり

#### 【現状と課題】

人口減少や少子化・高齢化の進行に伴う過疎化、地域の活力低下など社会環境が大きく変化していく中で、高齢者をはじめとするすべての住民が安心して暮らすことのできるまちづくりの実現をめざし、ハード・ソフト両面の整備、介護サービスの充実が求められています。

#### 【今後の方向性】

##### ①見守りサポート事業の実施

日常生活に不安のある一人暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症高齢者等を中心に定期的に訪問を行う「見守りサポート事業」を実施します。日常生活の変化を関係機関と共有し、必要に応じて適切なサービスを提供することで、住み慣れた地域で安心して在宅生活が継続できるよう支援します。

##### ②介護マークの配布

介護者が誤解や偏見を持たれないよう介護中であることを周囲に理解してもらうため、「介護マーク」を配布します。また、介護マークの周知を行うとともに、普及を促進します。

##### ③犯罪等から高齢者を守る地域づくり

高齢者をねらった悪質な営業行為や犯罪の手口等について、様々な機会を捉えて住民に注意を喚起するとともに、防犯意識の向上をめざします。

また、関係機関とも連携し、地域における日頃からの防犯、見守り体制の強化を促します。

##### ④災害に強いまちづくり

災害時の救護活動を円滑に行うために、要介護・要支援認定者や身体障がい者等の災害時に支援が必要な住民を把握し、民生児童委員や地域住民との連携によって、円滑に避難できる体制を構築します。

また、防災行政無線を活用し、迅速かつ正確に情報提供できるよう努め、広報や各事業を通じて高齢者に対して災害時の避難方法を指導します。

##### ⑤公共施設のバリアフリー化

公共施設のバリアフリー化等を進め、高齢者等がより安心・安全に利用できるよう改善に努めます。

## ⑥道路環境の整備

道路環境の整備に向けて、段差の解消や歩道の確保等を進めるとともに、国や京都府への要望を行います。

## ⑦情報伝達上の配慮

広報物や町ホームページ、施設内の案内板などについて、文字の大きさや色に配慮するなど、情報が分かりやすく伝えられるように努めます。

## (4) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

### 【現状と課題】

平成 29 (2017) 年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業は、地域包括支援センターが中心となって実施する地域支援事業に位置づけられており、一次予防事業・二次予防事業といった対象者別の介護予防事業から移行した「一般介護予防事業」と、介護保険サービスの介護予防訪問介護、介護予防通所介護相当のサービス等を提供する「介護予防・生活支援サービス事業」で構成されます。

今後も必要な提供体制を確保するとともに、住民のニーズを把握し、適宜内容の充実を図っていく必要があります。

	事業	事業内容
地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般介護予防事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防普及啓発事業</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・介護予防把握事業</li> <li>・一般介護予防事業評価事業</li> </ul> </li> <li>○介護予防・生活支援サービス事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス 等</li> </ul> </li> </ul>
	包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合相談支援事業／権利擁護事業</li> <li>○包括的・継続的ケアマネジメント事業</li> <li>○介護予防ケアマネジメント事業</li> <li>○生活支援サービスの体制整備 等</li> </ul>
	任意事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護給付費適正化事業</li> <li>○家族介護支援事業</li> <li>○その他の事業</li> </ul>

## 【今後の方向性】

### ①一般介護予防事業の実施

#### ア 介護予防普及啓発事業

認知症等の早期発見、予防するための正しい知識の普及、生活機能の維持向上に関するパンフレット等の作成・配布を行い、介護予防に関する意識の向上を促進します。

#### イ 地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材育成のための研修や、介護予防に資する地域活動の組織の育成・支援などを行います。

#### ウ 介護予防把握事業

福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等の相談窓口や関係機関（主治医、民生児童委員）、本人、家族、ふれあいサロン、地域住民からの連絡等により、生活機能に関する状態や、閉じこもり等の支援を必要とする高齢者の実態を把握し、介護予防活動につなげます。

#### エ 一般介護予防事業評価事業

地域包括支援センターを中心として、各事業が適切かつ効率的に実施されているかどうか、年度ごとに事業評価を行っていきます。

### ②介護予防・生活支援サービス事業の実施

#### ア 訪問型サービス

要介護認定を受けていない日常生活に支障がある一人暮らし高齢者、または高齢者世帯などに対し状態に応じてホームヘルパーを派遣し、生活を支援します。

また、閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある高齢者を対象に、保健師などが家庭を訪問し、生活機能に関する問題を把握・評価し、指導・相談を行うサービスの実施について検討します。

#### イ 通所型サービス

要介護認定を受けていない日常生活に支障がある高齢者等に対し、生活機能の向上のための機能訓練等を行う通所介護相当のサービスを提供します。

また、定期的な通所によって運動やレクリエーション、個別指導や相談、口腔機能の向上プログラム等を組み合わせた「いきいき元気塾（旧ころばん塾）」「すこやかファイト教室」を実施します。



### ③介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施

多様な関係機関で構成する協議体を立ち上げ、高齢者の多様なニーズに対応できる実施体制の検討・確立を進めるとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の定着化に向けて、さらなる事業展開を推進します。

## (5) 生活支援の充実

### 【現状と課題】

高齢化が進み、今後ますます高齢者世帯が増加していくことが予想される中、本人への支援はもちろん、家族介護者等の心身の負担の軽減を図るため、多様な生活支援サービスの提供が求められます。

また、地域包括支援センター等における相談対応を充実する必要があります。

### 【今後の方向性】

#### ①軽度生活援助サービスの実施

一人暮らし高齢者または高齢者世帯などに対し、家の周りの手入れや家屋の軽易な修繕など日常生活上の生活援助を適切に提供します。

#### ②老人日常生活用具給付等事業の実施

安心・安全を支える事業として、防火に配慮が必要な一人暮らし高齢者などに電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付する事業を実施します。

#### ③緊急通報装置設置事業の実施

一人暮らしや寝たきりの高齢者宅に、ボタン一つで消防署や近隣に住む協力員に緊急通報できる緊急通報システムを設置することにより、高齢者の日常生活の不安を解消し、安全を確保する事業として普及を進めます。

#### ⑤福祉電話設置事業の実施

電話を所有していない低所得の高齢者や外出困難な高齢者に、福祉電話・連絡用ベルを貸与する事業を実施します。

#### ⑥寝たきり老人紙おむつ代補助金事業の実施

1ヶ月以上常時失禁状態にある低所得の高齢者や在宅の要介護者に対し、紙おむつの代金として月5,000円を限度に補助し、衛生的な生活と介護者の経済的負担の軽減を図ります。

### ⑦外出支援サービス事業の実施

要介護・要支援認定者や下肢の不自由な高齢者等に対し、在宅福祉サービスを提供する場所や医療機関への送迎を行い、移動手段の確保を図ります。

サービスの周知を進め、適切なサービス利用を促進します。

### ⑧家族介護者の交流機会の確保

家族介護者同士が気軽に集まり話し合い、交流できる場所や機会の確保を図り、家族介護者の精神的負担を軽減します。

### ⑩養護老人ホーム、軽費老人ホーム事業の実施

養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、現時点での利用はありませんが、在宅での生活が困難な高齢者など利用希望があれば、ニーズに応えられるように努めます。

### 3 サービス利用量の推計

○平成 27～29 (2015～2017) 年度値は介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、平成 29 (2017) 年度値については9月までの月報値をベースに季節変動等を見込んで算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある  
 ○平成 30 (2018) 年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる

#### 【予防給付利用量の見込み】

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成 30 (2018) 年度から介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行するため、予防給付としては計上されません。またこれに伴い、介護予防支援の利用者数についても今後大きな増加はない見込みとなっています。

予防給付		第6期			第7期			第9期
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
(1) 介護予防サービス								
介護予防訪問介護	人/月	19	19	14				
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	61.0	88.3	83.8	81.0	81.0	81.0	81.0
	人/月	8	10	11	10	10	10	10
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	12.8	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	2	1	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	5	3	1	2	2	2	2
介護予防通所介護	人/月	23	22	17				
介護予防通所リハビリテーション	人/月	2	3	4	4	4	4	4
介護予防短期入所生活介護	日/月	7.1	6.4	1.8	3.9	3.9	3.9	3.9
	人/月	3	2	1	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	26	38	37	38	38	39	43
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	1	1	0	1	1	1	1
介護予防住宅改修	人/月	2	1	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス								
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	人/月	52	57	54	49	47	45	48

## 【介護給付利用量の見込み】

認定者数の増加や近年のサービス利用動向、また、療養病床からの追加的需要及び介護離職ゼロに向けたサービス利用増を踏まえ、居宅サービス等は全体的に増加する方向で見込んでいます。

なお、施設・居住系サービスについては、町内における設置予定等はなく、現在の利用状況に沿って見込んでいます。

介護給付		第6期			第7期			第9期
		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
<b>(1) 居宅サービス</b>								
訪問介護	回/月	694.6	647.1	779.6	812.5	848.3	896.9	1,101.9
	人/月	37	33	32	41	43	45	56
訪問入浴介護	回/月	11.8	14.5	10.0	11.8	19.8	19.8	26.3
	人/月	3	2	2	2	3	3	4
訪問看護	回/月	175.6	229.5	376.9	340.7	363.8	388.6	442.4
	人/月	24	28	36	39	42	45	53
訪問リハビリテーション	回/月	96.3	12.8	0.0	43.7	53.7	53.7	53.7
	人/月	10	2	0	4	5	5	5
居宅療養管理指導	人/月	18	14	14	16	17	19	23
通所介護	回/月	743.7	710.3	847.9	899.9	916.7	928.7	1,117.4
	人/月	79	76	79	95	97	98	119
通所リハビリテーション	回/月	36.7	57.9	45.8	48.3	48.3	55.3	76.8
	人/月	4	8	7	7	7	8	11
短期入所生活介護	日/月	375.8	336.0	366.4	443.3	461.1	486.4	578.4
	人/月	32	27	28	35	37	39	47
短期入所療養介護（老健）	日/月	2.3	5.3	0.0	8.2	8.2	8.2	14.0
	人/月	0	1	0	1	1	1	2
短期入所療養介護（病院等）	日/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人/月	64	67	84	83	84	84	100
特定福祉用具購入費	人/月	1	1	3	2	2	2	2
住宅改修費	人/月	1	1	1	1	1	2	2
特定施設入居者生活介護	人/月	3	3	2	4	4	4	3
<b>(2) 地域密着型サービス</b>								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月		69.5	104.2	83.9	72.9	72.9	84.8
	人/月		5	13	9	9	9	8
<b>(3) 施設サービス</b>								
介護老人福祉施設	人/月	46	46	44	44	44	45	47
介護老人保健施設	人/月	30	29	28	33	33	33	33
介護医療院	人/月				0	0	0	6
介護療養型医療施設	人/月	6	5	7	4	4	4	
<b>(4) 居宅介護支援</b>	人/月	116	120	133	145	148	147	177

## 4 総給付費の推計

- 平成 27～29 (2015～2017) 年度値は介護保険事業状況報告に基づいて地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。なお、平成 29 (2017) 年度値については9月までの月報値をベースに季節変動等を見込んで算出された数値であり、実際の値とは異なる場合がある
- 平成 30 (2018) 年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる

### 【総給付費の見込み】

(単位:千円)

	第 6 期			第 7 期			第 9 期
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
予防給付費	24,240	26,323	23,030	13,067	12,967	12,920	13,315
介護給付費	442,859	437,337	471,848	495,087	500,943	512,569	574,817
総給付費	467,099	463,660	494,879	508,154	513,910	525,489	588,132

※年間累計の金額

### 【予防給付費の見込み】

(単位:千円)

予防給付	第 6 期			第 7 期			第 9 期
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	4,874	5,716	4,206				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	2,606	4,384	4,144	4,243	4,245	4,245	4,245
介護予防訪問リハビリテーション	441	132	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	363	130	73	101	102	102	102
介護予防通所介護	7,425	7,366	5,822				
介護予防通所リハビリテーション	939	1,291	1,693	1,832	1,833	1,833	1,833
介護予防短期入所生活介護	618	521	156	318	318	318	318
介護予防短期入所療養介護 (老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	1,734	2,533	2,645	2,492	2,492	2,551	2,787
特定介護予防福祉用具購入費	340	211	35	282	282	282	282
介護予防住宅改修	2,147	1,023	1,423	1,184	1,184	1,184	1,184
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	2,753	3,015	2,833	2,615	2,511	2,405	2,564
合 計	24,240	26,323	23,030	13,067	12,967	12,920	13,315

※年間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

## 【介護給付費の見込み】

(単位:千円)

介護給付	第6期			第7期			第9期
	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
<b>(1) 居宅サービス</b>							
訪問介護	21,897	21,049	24,985	26,492	27,679	29,418	36,352
訪問入浴介護	1,736	2,022	1,458	1,618	2,807	2,807	3,750
訪問看護	8,917	11,794	18,235	18,427	19,715	21,006	24,296
訪問リハビリテーション	3,349	450	0	1,548	1,901	1,901	1,901
居宅療養管理指導	1,503	1,321	1,819	1,483	1,569	1,795	2,168
通所介護	69,765	63,716	78,268	81,701	83,079	84,476	100,690
通所リハビリテーション	4,205	6,333	4,512	4,895	4,897	5,657	7,853
短期入所生活介護	37,950	33,502	37,490	44,840	46,557	49,164	58,327
短期入所療養介護(老健)	276	536	0	861	861	861	1,407
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	9,166	8,849	11,894	11,090	11,211	11,258	13,220
特定福祉用具購入費	569	491	714	714	714	714	714
住宅改修費	1,517	795	953	1,342	1,342	2,091	2,091
特定施設入居者生活介護	6,567	7,028	4,409	8,574	7,427	7,427	7,473
<b>(2) 地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		7,267	9,515	8,261	7,420	7,420	9,137
<b>(3) 施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	139,419	139,139	137,306	134,579	134,639	137,656	143,628
介護老人保健施設	94,157	93,272	89,881	106,095	106,142	106,142	106,142
介護医療院				0	0	0	29,900
介護療養型医療施設	24,448	22,379	29,905	21,173	21,183	21,183	
<b>(4) 居宅介護支援</b>							
	17,418	17,394	20,504	21,394	21,800	21,593	25,768
<b>合計</b>	<b>442,859</b>	<b>437,337</b>	<b>471,848</b>	<b>495,087</b>	<b>500,943</b>	<b>512,569</b>	<b>574,817</b>

※年間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

## 5 標準給付費等の見込み

### (1) 標準給付費

総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、第7期（平成30～32（2018～2020）年度）で約17億4千万円を見込んでいます。

（単位：円）

	第7期			第9期
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	508,001,953	519,840,315	537,851,942	601,952,291
総給付費	508,154,000	513,910,000	525,489,000	588,132,000
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う 財政影響額	152,047	233,799	242,963	287,966
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	6,164,114	12,605,905	14,108,257
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	38,488,741	39,788,816	40,730,085	43,988,491
特定入所者介護サービス費等給付額	38,488,741	39,788,816	40,730,085	43,988,491
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0	0	0	0
高額介護サービス費等給付額	15,522,848	16,187,641	17,198,568	17,200,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,607,920	1,627,944	1,647,247	1,650,000
算定対象審査支払手数料	495,720	498,000	501,000	510,000
標準給付費見込額	564,117,182	577,942,716	597,928,842	665,300,782
	1,739,988,740			

◇一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額とは、制度改正に伴い、一部利用者において自己負担分が増額となることによる給付額の減額調整額

◇消費税率等を勘案した影響額とは、平成31（2019）年10月に予定されている消費税率の改定および介護職員の処遇改善にかかる総給付費への影響額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

### (2) 地域支援事業費

地域支援事業費については、第7期（平成30～32（2018～2020）年度）で約8千6百万円を見込んでいます。

（単位：円）

	第7期			第9期
	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成37年度 (2025)
介護予防・日常生活支援総合事業費	18,678,000	18,828,000	18,978,000	20,496,000
包括的支援事業・任意事業費	9,884,000	10,034,000	10,184,000	10,998,000
地域支援事業費	28,562,000	28,862,000	29,162,000	31,494,000
	86,586,000			

